

「ししまろ」商標使用管理要綱

(趣旨)

第1条 非辛みシシトウのブランド力向上及び本県農業の振興を図るため、商標「ししまろ」(以下「本商標」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

2 高知県が所有する本商標とは、下記の商標をいう。

(1) 「ししまろ」文字 商標番号 第6727026号

(2) 「ししまろ」図形(ロゴ) 出願番号 商願2024-010838

3 本商標は、種苗法(平成10年法律第83号)その他関係法令を遵守し、別表1に定める品種を用いて高知県内で生産した青果物であって、別表2で指定する区分及び別に定める条件を満たした青果物及び加工品等の商品(以下「青果物及び商品」という。)に使用できるものとする。

(商標)

第3条 本商標は、高知県が所有する。

2 本商標を使用する場合は、高知県知事から使用許諾を受けなければならない。

(使用申請)

第4条 本商標を使用する場合は、あらかじめ前条第2項に基づき別記第1号様式により知事に申請し、許可を受けなければならない。

2 知事は、必要があると判断したときには、申請者に対し、書類修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用申請の免除)

第5条 知事は、国及び地方公共団体のほか、本商標の使用が必要かつ妥当と認める者については、第4条で定める手続きを免除し、本商標を使用させることができるものとする。

(使用許諾)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請内容を審査し、適当と認められる場合には本商標の使用を許諾し、別記第2号様式を交付する。

2 知事は、本商標の使用に際し、必要に応じ条件を付すことができる。

3 知事は、使用を許諾しない場合は、別記第3号様式により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 使用許諾の有効期限は、使用許諾の日から「ししまろ」商標使用許諾書(別記第2号様式)に記載された日までとする。

(使用実績の報告)

第8条 第6条第1項により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、本商標の使用実績を別記第4号様式により提出期限までに知事あてに提出しなければならない。

2 ただし、提出日までに使用実績が確定していない場合は、使用実績見込みとして報告し、使用

実績が確定し次第速やかに使用実績報告書を提出するものとする。

(許諾内容の変更)

第9条 使用者は、第6条第1項により受けた商標使用許諾書の内容を変更しようとするときは、別記第5号様式を知事に提出するものとする。

2 知事は、本商標の使用内容の変更を許諾する場合には、別記第6号様式により、使用者に通知するものとする。

3 知事は、本商標の使用内容の変更を許諾しない場合には、別記第7号様式により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第4条及び第6条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第10条 使用者は、本商標の使用を廃止したときは、速やかにその旨を別記第8号様式により知事に届出なければならない。

(本商標の表示条件)

第11条 本商標(図形(ロゴ))の表示は、「高知県産「ししまる」ブランドロゴデザインマニュアル」に準拠したものとする。

2 本商標は、青果物及び商品を収容する容器に表示することができる。

3 本商標は、青果物及び商品を対象とした普及のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。

4 本商標は、使用者及び使用者が代表する若しくは所属する組織の社員、職員、構成員等の名刺に印刷することができる。

(本商標の表示方法)

第12条 本商標は、青果物及び商品、包装容器、包装紙等に貼付又は直接印刷表示することができる。

(本商標の使用料)

第13条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

第14条 本商標の使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないよう努めるものとする。

2 使用者は、本商標の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 使用者は、本商標が辛み成分(カプサイシノイド)を生成しない別表1に示すシシトウ品種の商品であることを明確に認識できる方法で本商標を使用しなければならない。

4 使用者は、第三者が商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに高知県に報告しなければならない。

5 使用者は、本商標の使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については、具体的措置の方法等を高知県と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者の負担とする。

6 使用者は、使用する商標を付した青果物及び商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、

これに対し全責任を負わなければならない。

- 7 本商標を使用した青果物及び商品等に係るクレーム等は、使用者の責任の下、適切に処理し、他の使用者にも影響が及ぶような重大な事案が発生した場合は、速やかに高知県に報告しなければならない。
- 8 使用者が、本商標の使用に関して高知県に損害を与えた場合には、故意又は過失の有無に関わらず、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、高知県は一切の損害、損失についての責任を負わないものとする。

(検査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、使用者に報告及び関係書類の提出、青果物及び商品並びに本商標を表示した資材等の提供を求めるほか、青果物及び商品の選果、製造、販売等の施設への立入検査をすることができるものとし、使用者はこれに適切に対応しなければならない。

(その他の解除)

第16条 知事は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、使用者に催告を行うことなく、別記第9号様式をもって許諾を取り消すことができる。

(1) 使用者が、本要綱の規定に違反したと知事が認めたとき。

(2) 使用者が、適正な商標の使用を行っていないと知事が認めたとき。

2 高知県が本商標権を放棄し、又は本商標権が存続期間満了により消滅し、又は本商標登録を無効若しくは取消すべき旨の審決が確定したときは、知事が使用者にその事実を通知することで許諾は消滅されるものとし、この場合において、許諾の終了日は、本商標権の抹消登録若しくは存続期間満了により消滅した日、又は前述審決の確定日とする。

3 第1項、第2項に規定する措置により使用者に生じた損害は、全て使用者が負うものとし、高知県は一切の責任を負わないものとする。

(担当部課)

第17条 本商標使用許諾に関する事務は、農産物マーケティング戦略課が処理する。

(その他)

第18条 商標出願中に受けた本商標の使用許諾は、商標登録後においてなお継承するものとする。

(その他の事項)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表1（第2条関係）

青果物の品種基準

項 目	基 準	備 考
品 種	高知県が育成した 非辛みシシトウ品種	高育交シシ 15号 高育交シシ 16号

別表2（第2条関係）

商標の区分	指定する区分
第29類	高知県が育成した非辛みシントウの青果物を使用した冷凍野菜 高知県が育成した非辛みシントウの青果物を使用した加工野菜
第30類	高知県が育成した非辛みシントウを使用した香辛料
第31類	高知県が育成した非辛みシントウの青果物、種子類、苗